

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第 1 項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の 2 の規定により、農用地利用集積等促進計画を次の通り認可した。

令和 8 年 7 月24日

いわき市長 内田 広之

1. 設定する権利

● 農地中間管理権の設定及び貸借権又は使用貸借による権利

権利を設定する 土地が所在している 地域計画名	権利を設定する者	権利の設定を受ける者	権利を設定する土地		
平	3 者	1 者	平中塩字沖129-1	ほか	11 筆
下 大 越 ・ 藤 間	1 者	1 者	平藤間字新林48	ほか	2 筆
平 山 崎	1 者	1 者	平山崎字明シ内24-1		1 筆
富 津	4 者	1 者	富津町前鮫87	ほか	10 筆
山 田	3 者	1 者	山田町上新切132	ほか	6 筆
沼 部	6 者	1 者	沼部町鍛冶前23	ほか	21 筆

2. 認可年月日 令和 8 年 7 月24日